

千代田区次世代育成住宅助成

子育てファミリー世帯等親元近居助成 後継事業

平成29年4月1日現在

引っ越しの予定を立てたら、
早めにご連絡ください！

この制度は、住み替え先の住居の
契約前に手続きを行う必要があ
ります！



次世代育成住宅助成は、「親世帯との近居のために住み替える新婚世帯・子育て世帯」や「子どもの成長等に伴いより広い住宅に住むために区内転居する子育て世帯」を対象とした住宅助成です。

お問い合わせ先

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1
千代田区 環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係
TEL 03-5211-3607
FAX 03-3264-4792
Mail juutaku@city.chiyoda.lg.jp

対象者

千代田区内で民間賃貸住宅（注1） または マイホーム（注2）への住み替えを予定している方で、次の【1】・【2】いずれかに該当する世帯

【1】親元近居助成

- ◇ 区内に引き続き5年以上居住する親がいる、新婚世帯（注3）または子育て世帯（注4）である
- ◇ 区外から区内への転入、または区内での転居をする

【2】区内転居助成

- ◇ 区内に引き続き1年以上居住する子育て世帯である
- ◇ 区内での転居をする



（注1）助成申請者が居住するために、居住する者の名義で所有者等との間で賃貸借契約を締結する住宅。公営、公社（JKK）、都市再生機構その他の公的住宅及び一親等以内の親族が所有する住宅は助成対象外。

（注2）助成申請者が居住するために、自らの名義で新築または購入する住宅

（注3）申請日現在、婚姻届出日から2年以内の夫婦のみで構成される世帯

（注4）申請日現在、義務教育終了前の児童が属する世帯

要件

以下の①～④すべての要件を満たす世帯であることが必要です。

① 年間所得 世帯の年間所得の合計が、以下の範囲内であること

2人世帯	189万6千円	～	1,038万8千円	（世帯人数が1人増すごとに 38万円を上限に加算）
3人世帯	189万6千円	～	1,076万8千円	
4人世帯	189万6千円	～	1,114万8千円	

② 住戸専有面積 住み替え先の住戸の専有面積が以下の要件を満たすこと

（1）（原則）住み替え先の住戸の専有面積が、住み替え前のものよりも広くなること

（2）住み替え先の住戸の専有面積が、次の基準を満たすこと

2人世帯	30.0㎡以上	（賃貸・マイホーム共通）
3人世帯	40.0㎡以上	
4人以上世帯	50.0㎡以上	

③ 住宅費用

(マイホームの場合のみ)

金融機関から総額 1,500 万円以上の融資を受けて取得したものであること

④ その他

- ◆ 同居する者全員が住民税を滞納していないこと
- ◆ 地域の町会に加入すること
- ◆ (原則) 千代田区の住宅助成を利用したことがないこと

募集世帯数

- ◎ 親元近居助成 年間 50 世帯
- ◎ 区内転居助成 年間 50 世帯



申請受付：先着順（募集世帯数の上限に達したときは、年度内の受付を締め切ります）

助成内容

毎月の支払額（返済額）以上助成は受け取れないので、ローンを組むときは毎月の返済額に注意！

世帯人数（人）		助成額（月額／万円）							
親元近居	区内転居	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
6～	8～	8.0	7.2	6.4	5.6	4.8	4.0	3.2	2.4
5	7	7.0	6.3	5.6	4.9	4.2	3.5	2.8	2.1
4	6	6.0	5.4	4.8	4.2	3.6	3.0	2.4	1.8
3	5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5
2	4	4.0	3.6	3.2	2.8	2.4	2.0	1.6	1.2
	3	3.0	2.7	2.4	2.1	1.8	1.5	1.2	0.9
	2	2.0	1.8	1.6	1.4	1.2	1.0	0.8	0.6

- ◎ 助成期間 開始：本申請月の翌月
終了：助成開始から最長 8 年間か、または末子が 18 歳に達する年度末までの、いずれか短い期間



- ※ 世帯人数…新婚世帯は 2 人・子育て世帯は親と子の合計人数
- ※ 世帯人数に算定できる子の年齢は 0～18 歳（18 歳に達する年度の 3 月末日までの子）

助成申請手順

仮申請をするタイミングは、
引っ越そうと思ったときに！
引っ越し先が未定でもかまいません

【1】 仮申請 (原則として必要) ※注意! (5ページ)

必要書類

- ① 仮申請書 (区所定用紙)
- ② 世帯所得が確認できる書類
- ③ 住民票 (世帯全員・続柄記載)
- ④ 住み替え前の住宅の面積が確認できる書類

親元近居助成の該当者のみ

- ① 区内に居住する親の住民票
- ② ①の親と親子関係がある方の戸籍謄本

新婚世帯のみ

- ① 婚姻届受理証明書 または 戸籍謄本

出産予定の方のみ

- ① 母子健康手帳 (コピー)



内定通知 (郵送)

内定通知発送後、1年以内に住宅の賃貸借契約・売買契約 / 住み替え

【2】 本申請 (必要)

必要書類

- ① 助成申請書 (区所定用紙)
- ② 同意書 (区所定用紙)
- ③ 住み替え後住民票 (世帯全員・続柄記載)
- ④ 所得課税証明書
- ⑤ 住民税納税証明書
- ⑥ 町会に加入していることが確認できる書類 (町会費領収証・町会加入証明書など)

賃貸住宅に住み替えた場合

- ① 賃貸借契約書 (コピー)

マイホームに住み替えた場合

- ① 売買契約書 (コピー)
- ② 登記簿謄本 (コピー)
- ③ ローン契約書 (コピー)

書類がそろった翌
月から助成開始と
なります



審査 / 助成決定通知 (郵送)

【3】 助成金請求 (3か月に一度)

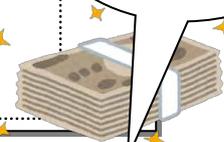
必要書類

- ① 助成金請求書 (区所定用紙)
- ② 3か月分の家賃・住宅ローンの支払いが確認できる書類 (通帳や振込明細票のコピーなど)

助成金の請求・振り込み月

- 1~3月分 → 3月
- 4~6月分 → 6月
- 7~9月分 → 9月
- 10~12月分 → 12月

忘れずに請求
しよう!



ご指定の口座に3か月分まとめて助成金を振り込み



※ 注意 !

- ◎ 仮申請は、原則として住み替え先の住宅の契約前に行う必要があります。仮申請を完了して内定通知を受けた場合、本申請は内定通知日から1年以内に行ってください。
- ◎ 住宅の契約前に仮申請を行うことが困難な場合は、住み替え日*より1か月以内に本申請を行ってください。この場合に住み替え日から1か月以上経過すると、助成対象外となります。
*住み替え日…「住民票上の転居日」と「賃貸借契約・売買契約の締結日」のうち、いずれか早い方の日。

助成開始後の諸手続き

現況報告（毎年6～7月）

- ・ 受給資格を満たしているか確認するため、毎年、現況届（区所定用紙）や納税証明書などをご提出いただきます。

確定申告

- ・ 次世代育成住宅助成における助成金は、所得税法上の雑所得となります。そのため、助成を受けた結果、確定申告をする必要が生じる場合があります。
- ・ 確定申告の際には、①助成の決定通知書、②助成金が振り込まれたことを確認できる書類（通帳のコピーなど）をご利用ください。

変更届 ・ 資格喪失届（随時）

- ・ 助成期間中に世帯状況等の変更があった場合は、変更届と関係書類をご提出ください。
- ・ 助成期間中に区外に転出するなどして受給資格を失った場合は、資格喪失届と関係書類をご提出ください。

その他

- ◎ 事業成果の把握・助成の実効性分析等のため、利用世帯の居住状況について毎年調査を行います。（助成終了後も調査対象となります。）

